

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 4 日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

CCUS「事業者登録の更新」及び「安全書類出力機能の拡充」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一般財団法人建設業振興基金より CCUS の「事業者登録の更新」及び「安全書類出力機能の拡充」につきまして添付のとおり情報提供がありました。

「事業者登録の更新」につきましては、CCUS の事業者登録の有効期限が 5 年であり、初期に登録いただいた事業者から順次更新時期を迎えることとなるため、本年 10 月から更新手続きを開始したとのことです。

また、「安全書類出力機能の拡充」につきましては、CCUS には安全書類の出力機能がありますが、現行機能では出力される項目が限定的となっておりました。今般、新たに CCUS に入力欄を設けることにより、全項目が記載された安全書類の出力ができるよう機能を拡張したとのことです。

つきましては、別添資料をご参照いただき、貴会会員企業の皆様へ情報提供していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 古田、菅原)